

リヒテンシュタインにおける新型コロナウイルス対策の大幅な緩和について（２０２１年
７月５日以降適用）

【ポイント】

●２０２１年６月２９日、リヒテンシュタイン政府は、マスク着用要件、イベント開催要件、飲食店での人数制限等に係る新型コロナウイルス対策の大幅な緩和措置（２０２１年
７月５日から同年８月１５日まで有効）を発表しました。さらなる措置については８月１
０日に発表予定です。

【本文】

６月２９日、リヒテンシュタイン政府は、新型コロナウイルス対策の大幅な緩和措置（７
月５日から８月１５日まで有効）を発表しました。さらなる措置については８月１０日に
発表予定です。

１ マスク着用要件の緩和

- （１）公共交通機関利用時を除き、一般的なマスク着用義務が廃止されます。
 - （２）１．５mの距離または衝立等の設置を条件に職場でのマスク着用義務は廃止され
ます。
- ただし、距離または衝立等が確保できない場合にはマスク着用義務は維持されます。
特に、身体的接触を伴うサービス業がこれに該当します。

２ イベント開催要件の緩和

- （１）飲食物の提供を伴う１，０００人までのイベントが許可されます。ただし、主催
者は１．５mの距離確保等の感染防止対策を講じることが義務づけられます。
- （２）私的イベントの人数制限が廃止されます。

３ 飲食店における人数制限の廃止

- （１）飲食店における１テーブル当たりの人数制限が廃止されます。
- ただし、グループ間の距離確保は引き続き義務づけられます。
- （２）飲食を着席のみとする制限が廃止されます。

○リヒテンシュタイン政府発表（ドイツ語のみ）

<https://www.regierung.li/de/mitteilungen/228133/?typ=news>

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：+41 31 300 2222

Fax：+41 31 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がリヒテンシュタインから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>